

## 職員の兼業について

本市職員の兼業について、許可基準を制定します。

### 1 目的・効果

【趣旨】:職員が兼業を行う場合の許可基準や手続きについて明確化する。

【効果】:①意欲ある職員が兼業を行いやすくなることによる多様な働き方の実現

②自己研鑽による職員個人の資質向上

③庁外で得た知見や技能の活用による、行政サービスの品質向上

### 2. 制度の概要

対象活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公益性(社会貢献性)の高い活動であり、地域貢献や、市職員としての能力向上に伴う職務へのフィードバック等が期待できるもの。</li> </ul>
対象職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近の人事評価がB(基準を満たしている)以上であること。</li> </ul>
従事要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、勤務時間外、週休日及び休日における活動。</li> <li>● 活動時間数の制限(①週8時間・月30時間以内 ②勤務日は1日3時間以内)</li> <li>● 主たる活動場所は、原則として宮崎市及び近隣の自治体内。</li> <li>● 市職員としての職務の遂行に支障がないこと。</li> <li>● 活動先の団体等との間に、特別な利害関係(契約、補助、指導、処分等を行う関係)が生じるおそれがないこと。</li> <li>● 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動等でないこと。</li> <li>● 報酬又は収益は、社会通念上妥当と認められる金額であること。</li> </ul>

### 3 想定される活動例

許可不要のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不動産賃貸(基準以下)</li> <li>● 農業(自家消費+余剰分の少量販売)</li> <li>● 単発の講演</li> </ul>
許可が必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域イベントの企画運営</li> <li>● 農作業への従事</li> <li>● スポーツインストラクター</li> <li>● ワークショップの講師</li> <li>● 部活動指導員・青少年指導員</li> <li>● 子ども食堂の企画運営</li> <li>● 農村部の景観保全活動</li> </ul>

### 4 制度開始日

令和5年4月1日

【問い合わせ先】

宮崎市 総務部 市役所改革推進課

電話 44-0373